

## 入院時食事療養・生活療養に関する事項

令和8年6月1日より、国の「診療報酬改定」(入院時食事療養費等の改定も含まれます)が実施されます。これに伴い、患者様にご負担いただく医療費等が変更となる場合がございます。今回の変更は、国が定める医療制度改定によるものであり、当院が独自に料金を引き上げる(値上げする)ものではないです。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

食材費や光熱水費の高騰を踏まえて、負担額が変更されます。変更は以下の通りです。

### ●入院時食事療養 (I)

本院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しています。提供時間は以下の通りです。

朝食：7時15分 昼食：12時 夕食：18時

入院時食事療養費は、1食当たりの負担となります。

	現行	改定後	増加額
一般所得者	510円	550円	+40円
低所得II	240円	270円	+30円
低所得I	110円	130円	+20円

### ●入院時生活療養 (I)

入院時生活療養費は、65歳以上の患者さんを対象としています。

	現行	改定後	増加額
1日当たり	370円	430円	+60円